



# 1 料金について

## (1) 料金のしくみ

Q<sup>①</sup>

宇都宮市の上下水道料金は、  
どのようなしくみですか？

A

### <水道料金>

- ①**基本料金**：水道メーターの口径ごとに定額。口径が大きくなるに従い高くなります。
  - ②**従量料金**：使用水量に応じて変動し、使用水量が多くなるに従い高くなります。
- ①+②がお客様にお支払いいただく水道料金です。

### <下水道使用料>

- ①**基本料金**：定額
  - ②**従量料金**：使用水量に応じて変動し、使用水量が多くなるに従い高くなります。
- ①+②がお客様にお支払いいただく下水道使用料です。

問 経営企画課 企画財政広報グループ ☎633-3238

Q<sup>②</sup>

上下水道料金はどのように  
計算されるのですか？

A

上下水道局では、2か月に1度検針を行い、2か月分の料金をお客様にご請求しています。  
なお、口座振替をご利用のお客様は、隔月振替・毎月振替を選択することができます。

例) 一般家庭(口径20mm)で2か月間の使用水量が0~10m<sup>3</sup>の場合  
・水道料金2,552円 下水道使用料2,420円 合計4,972円(消費税率10%込)

1m<sup>3</sup>ごとに料金を算出し、基本料金と合わせてお支払いいただきます。水道料金は、メーターの口径により異なります。 ⇒28~30ページ 料金表参照

◆使用水量が0m<sup>3</sup>の場合も基本料金は発生します。  
水道を使用しない場合は、お客さま受付センター(☎633-1300)まで休止のご連絡をお願いします。

◎ **集合住宅等で総代人(所有者・管理人・管理会社等)に一括して料金を請求している場合**  
特定の要件を満たした集合住宅については、建物全体の使用水量を入居戸数で平均化し、料金を算定しています。算定した料金は、本局に届け出されている総代人の方へ請求しておりますので、入居されている方の個別の請求額については、総代人の方へご確認ください。  
なお、総代人の方は入居戸数に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

問 お客さま受付センター ☎633-1300

Q<sup>③</sup>

上下水道料金が各市町村によって  
違うのは、なぜですか？

A

上下水道料金は、事業を運営する事業者ごとに違います。それは、水源からの距離や地形、原水の水質などの差により、かかる経費が異なってしまうためです。

問 経営企画課 企画財政広報グループ ☎633-3238

## 令和8年10月から水道料金が変わります。

### Q. なぜ料金を値上げする必要があるの？

- ・安定的に水道水を供給するための経費は、お客様からの料金収入により賄われています。
- ・施設の老朽化に伴う事業費の増大や昨今の物価上昇に伴う運営コストの増加など、様々な課題に対応するために値上げを行うものです。

### Q. いつから値上げになるの？

- ・本市では、経費削減のために検針は2か月に1度行い、2か月分の料金をまとめて請求しており、検針月はエリア毎に**偶数月**と**奇数月**に分かれています。
- ・改定後の料金をご負担いただくのは、**偶数月検針の方は令和9年1月請求分から**、**奇数月検針の方は令和9年2月請求分から**になります。

<新しい水道料金の適用時期>

| 検針月   |       | 令和8年8月  | 9月      | 10月     | 11月      | 12月       | 令和9年1月    | 2月       | 3月      |
|-------|-------|---------|---------|---------|----------|-----------|-----------|----------|---------|
| 偶数月検針 | 検針    | 6~7月利用分 |         | 8~9月利用分 |          | 10~11月利用分 |           | 12~1月利用分 |         |
|       | 請求・支払 |         |         |         |          |           |           |          |         |
| 奇数月検針 | 検針    |         | 7~8月利用分 |         | 9~10月利用分 |           | 11~12月利用分 |          | 1~2月利用分 |
|       | 請求・支払 |         |         |         |          |           |           |          |         |

令和8年10月 水道料金改定

【凡例】      : 新料金

検針期間の使用開始日が10月1日以降となる最初の請求

### Q. 値上げはどんな内容なの？

- ・新しい料金表は、30ページに掲載しています。
- ・使用した水量に応じて適切に料金を負担いただくという考えに基づき、使用水量1m<sup>3</sup>から従量料金がかかることとなります。(基本水量の廃止)

料金比較  
(モデルケース)  
1か月分、税込

| 目安   | 口径   | 使用水量             | 値上げ前料金 | 値上げ後料金 | 差額     | 改定率   |
|------|------|------------------|--------|--------|--------|-------|
| 単身世帯 | 13mm | 8m <sup>3</sup>  | 930円   | 1,133円 | 203円   | 21.8% |
| 2人世帯 | 20mm | 14m <sup>3</sup> | 2,149円 | 2,736円 | 587円   | 27.3% |
| 4人世帯 | 20mm | 24m <sup>3</sup> | 4,153円 | 5,394円 | 1,241円 | 29.9% |

## Q<sup>4</sup>

上下水道料金のお得な割引制度がありましたら教えてください。

## A

- ①**口座振替割引制度 (水道)** : 通常振替日に振替できた場合、2か月につき50円(税込)、1か月につき25円(税込)を割引する制度です。なお、口座振替割引は、再振替や滞納のあるお客様、下水道のみご利用のお客様は、適用になりません。
- ②**大口需要者特約制度 (水道)** : 1か月に概ね3,000m<sup>3</sup>以上※1水道水を使用する大口のお客様に対し、渇水時の使用抑制を条件に、一定の基準水量を超えて使用した水道水を、通常より低額な単価でご提供する制度です。

※1: 令和8年10月から1,500m<sup>3</sup>以上に適用要件を緩和します。

問 お客様受付センター ☎ 633-1300

Q<sup>5</sup>

漏水により水量が多くなりました。  
減額制度はありますか？

A

水道メーターから先の宅地内において漏水修繕を行った場合、漏水箇所によって水道料金等の減額制度が適用されます。なお、減額制度の適用には申請が必要です。

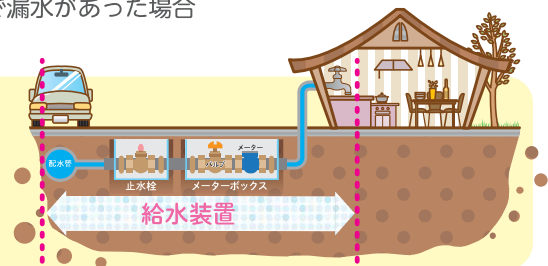
◆減額対象となる場合

- ・地下、壁中等の配管からの漏水
- ・受水槽、高架水槽の故障（警報装置の設置が条件）

◆減額対象とならない場合

- ・使用者等が漏水の事実を知りながら修繕を怠った場合
- ・使用者等が改善、修繕工事の指示に従わなかった場合
- ・無届工事による給水装置からの漏水の場合
- ・蛇口、トイレ等、漏水の事実が容易に確認できる場合
- ・給湯設備、クーリングタワー等の設備に漏水があった場合
- ・給水装置の設置工事完了後1年未満のもので漏水があった場合
- ・お客様ご自身が給水管等を破損した場合

給水装置とは、水を供給するために、水道事業者の設置した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具のことをいいます。



問 検針受付センター ☎683-5300

※り災証明書の交付を受けた方で、家屋等の清掃に水道を使用した場合の減額については下記までご連絡ください。

問 お客さま受付センター ☎633-1300

## (2) 料金の支払い

Q<sup>6</sup>

どのような支払い方法がありますか？

A

紙の納付書による支払い

① 取扱金融機関窓口

下記の銀行等の本店・支店及び出張所で支払いが可能です。

【銀行】 足利、群馬、大東、東邦、栃木、みずほ、山形

【信用金庫】 栃木、鹿沼相互、烏山

【その他】 宇都宮農業協同組合、ハナ信用組合、横浜幸銀信用組合、中央労働金庫

※埼玉りそな銀行、常陽銀行、筑波銀行、PayPay銀行、ゆうちょ銀行、楽天銀行、りそな銀行、

東日本銀行ではお取り扱いできません。

※横浜幸銀信用組合は宇都宮支店のみのお取り扱いとなります。



## ② コンビニエンスストア

下記のコンビニエンスストアで全国どこでも支払いが可能です。

セブン-イレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン、ローソンストア100、ナチュラルローソン、ローソン・スリーエフ、ローソン・ポプラ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、MMK設置店、セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、ポプラ

(ご注意) 下記のものとはコンビニエンスストアでお取り扱いできません。

納入期限を過ぎたもの、金額を訂正したもの、バーコードが読めないなど受付できないもの、金額が300,001円以上のもの

## ③ 上下水道局・地区市民センター・出張所

上下水道局1階窓口・各地区市民センター及び出張所では、午前8時30分から午後5時15分まで納めることができます。

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始は納めることができません。)

【地区市民センター】 上河内、河内、平石、清原、横川、瑞穂野、城山、国本、富屋、豊郷、篠井、姿川、雀宮

【出張所】 宝木、陽南、駅東、バンバ

※バンバ出張所でのお取り扱いについて (月曜日は休館となります。)

・納付書をお持ちの場合

火曜日から金曜日、土曜日、日曜日、祝日の午前10時から午後7時まで納めることができます。  
(年末年始は納めることができません。)

・紙の納付書をお持ちでない場合

火曜日から金曜日、午前10時から午後5時15分まで納めることができます。

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始は納めることができません。)

## ④ スマートフォンアプリ

紙の納付書のバーコードを、スマートフォンなどのモバイル端末のカメラで読み込むことにより支払いができます。

対応しているアプリについては以下のとおりです。

au PAY (請求書支払い)、d払い請求書払い、FamiPay請求書支払い、J-Coin請求書払い、PayB、PayPay請求書払い、銀行Pay (ゆうちょPay等)、楽天銀行コンビニ支払サービス、楽天ペイ (請求書払い)

(ご注意) 下記のものとはスマートフォンアプリでお取り扱いできません。

納入期限を過ぎたもの、金額が300,001円以上のもの (FamiPayにおいては金額が50,000円以上のもの)

au PAY

d払い

Fami Pay

J  
Jcoin

pb  
PayB

PayPay

銀行 Pay  
ゆうちょ Pay

Rakuten  
楽天銀行

R Pay

各アプリの利用方法については、各社のホームページをご参照ください。

## 紙の納付書以外の支払い

紙の納付書が無くても支払いができるため便利です。

### ① 口座振替

〈取扱金融機関〉

【銀行】 足利、群馬、埼玉りそな、常陽、大東、筑波、東邦、栃木、東日本、PayPay、みずほ、山形、ゆうちょ、楽天、りそな

【信用金庫】 鹿沼相互、烏山、栃木

【その他】 宇都宮農業協同組合、中央労働金庫、ハナ信用組合、横浜幸銀信用組合

### ② クレジットカード（みや水ポータル登録者のみ）

【対応ブランド】 Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club

※海外で発行されたクレジットカード、プリペイド機能が付いたクレジットカード、デビット機能が付いたクレジットカードはご利用いただけない場合があります。

（ご注意）下記の場合はお取り扱いできません。

- ・金額が50,001円以上のもの
- ・金融機関、コンビニエンスストア、上下水道局、地区市民センター、出張所の各窓口における、クレジットカードによる支払い

VISA



### ③ 電子納付書（みや水ポータル登録者のみ）

- PayPayオンライン決済
- PAYSLE（ペイスル）

（ご注意）下記のものは電子納付書でお取り扱いできません。

納入期限を過ぎたもの、金額が300,000円以上のもの

#### 電子納付書払いのお客様の支払いの流れ

請求月の月初に、みや水ポータルに届く通知等から支払方法を選択して各種決済画面へ移行

|  |                  |
|--|------------------|
| お支払い方法を選択してください  |                  |
| 事業者名   | 宇都宮市上下水道局        |
| お客様名   | 〇〇 〇〇様           |
| お支払金額  | 4,000円           |
| 11月20日 23:55 までに支払ってください。  |                  |
| ご利用の決済方法を選択して下さい   |                  |
|  PayPay           | PayPay           |
|  PAYSLE (コンビニ支払い) | PAYSLE (コンビニ支払い) |

#### 【PayPayオンライン決済】



オンラインで支払い

支払完了

PayPayアプリを利用して、自宅などでオンラインで支払う。

※PayPayアプリは事前にダウンロードしていただく必要があります。

#### 【PAYSLE（ペイスル）】

コンビニ



現金等で支払い

支払完了

みや水ポータルに届いた支払い用バーコードをコンビニエンスストア窓口で提示し、現金等で支払う。  
※一部取り扱えない店舗があります。

各アプリの利用方法については、各社のホームページをご参照ください。

②、③については、みや水ポータルへのご登録が必要です。

「みや水ポータル」については8ページをご参照ください。

問 お客さま受付センター ☎633-1300

Q<sup>7</sup>

納入期限の過ぎてしまった納付書でも支払いできますか？

A

納入期限の過ぎてしまった紙の納付書や電子納付書は、コンビニエンスストア等ではお支払いいただけませんが、紙の納付書に限り取扱金融機関や市の地区市民センター・出張所、上下水道局で支払うことができます。

(埼玉りそな銀行、常陽銀行、筑波銀行、PayPay銀行、ゆうちょ銀行、楽天銀行、りそな銀行、東日本銀行ではお取り扱いできません。)

⇒3ページ 取扱金融機関参照

問 お客さま受付センター ☎633-1300

Q<sup>8</sup>

口座振替の申込みはどのようにしたらよいのでしょうか？

A

次のいずれかの方法によりお手続きください。

①インターネットによるお申し込み

いつでも・どこでもインターネットからお申し込みができます。

②各金融機関、上下水道局、各地区市民センター・出張所の窓口でのお申し込み  
検針票または領収書、金融機関の通帳と届出印(登録印)をご持参ください。

③郵送によるお申し込み

ご希望の方には申込書を郵送いたします。

【インターネットお申込み】



詳しくは上下水道局ホームページをご確認ください。

<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/josuido/user/ryokin/1002598.html>

⇒5ページ 取扱金融機関参照

問 お客さま受付センター ☎633-1300

## みや水<sup>すい</sup>ポータルにご登録ください!

いつでも・どこでも、WEBサイトやスマートフォンアプリから、上下水道料金や使用水量等が確認できるみや水ポータルにご登録ください。

登録には検針票に記載されているお客様番号と、お客様氏名(カタカナ)のほか、メールアドレスが必要となります。上下水道をご使用中の方で、検針票等がお手元に無い場合、お客さま受付センターへご連絡ください。

※登録いただいた方には、紙の検針票の配布は行いません。また、紙の納付書でお支払いの方は、自動的に電子納付書でのお支払いに切り替わります。

みや水ポータルを利用すると  
環境負荷の低減にも繋がるよ!



### 【登録いただく】

#### ① 上下水道料金や使用水量等が確認できます!

検針時にお配りしている検針票(水道・下水道使用量等のお知らせ)に記載している内容が過去5年間確認でき、グラフにより前年度との使用状況が比較できます。

#### ② 上下水道に関する各種お申込みができます!

上下水道の使用開始・休止のお申込みや、使用名義人・送付先など、契約内容変更等の各種お申込みができます。

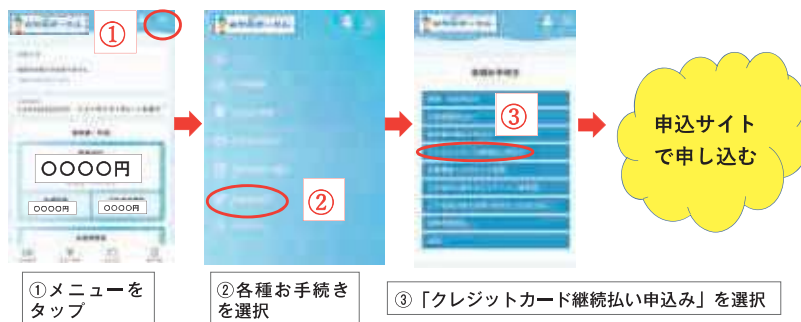
#### ③ 暮らしに役立つ情報が届きます!

イベントの開催情報などを通知します。

#### ④ クレジットカード払いがご利用できます!

みや水ポータルから、お申込みください。

【お申込み方法のイメージ】



【画面イメージ】



【アプリアイコン】



【登録ページ】



【ロゴ】



問 お客さま受付センター ☎633-1300

Q<sup>9</sup>

口座振替にすると料金は安くなりますか？

A

口座振替をご利用のお客様は、毎月振替または隔月振替を選択でき、1か月につき25円(税込)を割引いたします。なお、口座振替割引は、再振替や滞納のあるお客様、下水道のみご利用のお客様は適用になりません。

問 お客様受付センター ☎633-1300

Q<sup>10</sup>

口座振替をする場合、水道の利用者と口座名義人が異なってもよいのでしょうか？

A

差し支えありません。

問 お客様受付センター ☎633-1300

Q<sup>11</sup>

引越してきたのですが、まだ納付書が届かないのですが？

A

郵便局への転居手続きがお済みでない場合、郵便物が発送者へ返送されることがありますので、ご確認ください。なお、上下水道料金は後払いのため、初回の納付書のお届けまで、開栓から約2~4か月程度かかる場合があります。

問 お客様受付センター ☎633-1300

### (3) 検針と水道メーター

**Q**<sup>12</sup> 検針は毎月行っているのですか？

**A** 水道メーターの検針は、2か月に1度行い、2か月分の水道使用量を計量しています。メーターを検針する月は地区によって偶数月と奇数月に分かれています。

検針日がいつになるかについては、下記までお問い合わせください。



問 検針受付センター ☎ 683-5300

2  
コラム  
column

#### 検針時にお願いしたいこと



●メーターボックスの近くに犬をつながないでください。



●メーターボックスの上には、物を置かないでください。



●メーターボックスの中は、きれいにしておいてください。

Q<sup>13</sup>

水道メーターの見方について教えてください。

A

水道メーターは次のように表示されています。

パイロットマーク  
(水の使用時に回転します。)



1目盛で1立方メートル  
(1,000リットル)

1目盛で100リットル

1目盛で10リットル

1目盛で1リットル

問 検針受付センター ☎683-5300

Q<sup>14</sup>

定期的にメーターを取り替えているのはなぜですか？

A

計量法という法律で水道メーターの有効期間は8年と定められています。適正に使用水量を計測していくため、有効期限が切れる前に、上下水道局の費用負担により定期的に交換しています。

問 工事受付センター 接続工事受付グループ ☎633-3164

Q<sup>15</sup>

水道メーターの入っているボックスが破損しました。修理はどうしたらいいですか？

A

水道メーターの入っているボックスは、蓋も含めてお客様の所有物です。修理費用はお客様のご負担になります。修理については指定給水装置工事事業者へお問い合わせください。

31～32ページ 指定工事店一覧表参照

問 工事受付センター 接続工事受付グループ ☎633-3164